

令和6年度

印西靈園利用案内
(合葬式墓地)

印西地区環境整備事業組合
印西靈園管理事務所

目 次

1. 施設の概要	1
2. 申請区分	2
3. 申請資格	3
4. 申請方法	4
5. 合葬式墓地使用料	4
6. 通常合葬（納骨堂→合祀墓）の収蔵（納骨）	5
7. 直接合葬（合祀墓）の埋蔵	6
8. お別れスペースの使用について	7
9. 改葬の手続き	7～8
10. 使用期間の更新	9
11. 合葬式墓地の返還	9
12. 使用許可の承継	10～11
13. 使用許可証の再交付	12
14. 使用許可証記載事項の変更	12
15. 使用許可の取消し	12
16. 行為の禁止	13
17. 注意事項	13
18. 各種申請・届出様式	14～27
案内図・お問い合わせ先	28

合葬式墓地利用案内

1. 施設の概要

合葬式墓地は、印西市及び白井市に居住している方の公営墓地として、納骨堂総計画体数3,000体、合祀墓総計画体数7,200体を段階的に整備する計画です。

合葬式墓地は、納骨堂と合祀墓の2種類の施設のことを指します。

《合葬式墓地計画》 納骨堂総計画体数 3,000体

合祀墓総計画体数 7,200体

(令和5年9月1日現在、納骨堂は、収蔵棚を骨壺約1,000体分整備済、合祀墓はカロート2基約960体分を整備済)

《納骨堂》 納骨堂とは、骨壺に納められた焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵する施設です。

- ・収蔵室 収蔵棚で骨壺を一定期間収蔵する部屋となります。
- ・お別れスペース 焼骨と最後のお別れをするスペースとなります。
- ・お祈りスペース 献花や線香、お供え物等ができるスペースとなります。
なお、墓参後は花及び線香以外のお供え物等は、お持ち帰りください。

《合祀墓》 合祀墓とは、骨壺から納骨袋へ移し替え、複数人の焼骨と共に土中カロートに永久埋蔵する施設です。

- ・お祈りスペース 献花や焼香、お供え物等ができるスペースとなります。
なお、墓参後は花及び線香以外のお供え物等は、お持ち帰りください。
- ・カロート 焼骨を土中埋蔵する施設となります。

《開園墓参時間》年間を通して墓参ができます。

- ・通常日 午前9時～午後5時まで
- ・彼岸 午前9時～午後6時まで（春・秋の中日及び前後3日間）
- ・新盆 7月13日～7月16日午前8時～午後6時まで
- ・旧盆 8月13日～8月16日午前8時～午後6時まで

《管理事務所》土・日曜日及び祝日、年末（12月29日から12月31日）の業務について、埋蔵届、焼骨返還届、返還届ができます。それ以外の業務については、お休みとなります。

休館日は、1月1日から1月3日の期間、管理事務所の事務はすべてお休みとなります。

2. 申請区分

印西霊園合葬式墓地の申請区分は、下記のとおりとなります。

申 請 区 分		
(納骨堂↓合祀墓へ埋蔵) 通常合葬	焼骨所持	<p>現在、申請者が所持している焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。</p>
	生前申込	<p>申請者ご自身の焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを生前に申込をするもの。</p> <p>※自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任が必要となります。収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任ができない場合は、申請できません。</p>
(合祀墓へ埋蔵) 直接合葬	焼骨所持	<p>現在、申請者が所持している焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。</p>
	生前申込	<p>申請者ご自身の焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを生前に申込をするもの。</p> <p>※自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任が必要となります。収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任ができない場合は、申請できません。</p>

3. 申請資格

次の資格をすべて満たしている方は、合葬式墓地の使用許可申請ができます。

申請区分		申請資格
通常合葬	焼骨所持	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。 ・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。 ・収蔵する焼骨がこれまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨、且つ分骨でないこと。 ・当該焼骨の祭祀をつかさどる者。<u>※1参照</u>
	生前申込	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。 ・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。 ・申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者。 ・自己の利用を目的とする者。
直接合葬	焼骨所持	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。 ・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。 ・埋蔵する焼骨が分骨でないこと。 ・当該焼骨の祭祀をつかさどる者。<u>※1参照</u>
	生前申込	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。 ・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。 ・申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者。 ・自己の利用を目的とする者。

◎ 申請資格審査の結果、上記資格を満たしていない場合は、申込及び申請は無効となりますのでご注意ください。

※1 申請者(祭祀をつかさどる者)と収蔵又は埋蔵する焼骨との関係

① 配偶者(妻又は夫)

② 血族3親等以内(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい)

③ 姻族2親等以内(父母、子、兄弟姉妹、孫)

④ 養父、養母、養子

4. 申請方法

合葬式墓地の使用許可申請の手続きは、印西霊園管理事務所で受付します。

詳しくは「印西霊園申請案内（合葬式墓地）」をご覧ください。

※現在、墓所を使用されている方で、墓所を返還し合葬式墓地の使用を検討している方は、別途管理事務所へお問い合わせください。

5. 合葬式墓地使用料

区分		単位	金額
通常合葬使用料		1 体	1 0 3 , 4 0 0 円
内 訳	納骨堂使用料	1 体	7 0 , 4 0 0 円
	合祀墓使用料	1 体	3 3 , 0 0 0 円
納骨堂延長使用料（10年）		1 体	7 0 , 4 0 0 円
直接合葬使用料		1 体	3 3 , 0 0 0 円

◎既納の使用料は、還付できません。

◎納骨堂内に収蔵する焼骨の骨壺は、おおむね7寸壺の大きさの不朽性の骨壺となります。

◎1名分の焼骨を複数の骨壺に分けて収蔵することはできません。

◎他の墓地から直接合葬（改葬）する場合は、基準容器1個に収容できる量を限度とし、1体として埋蔵することができます。骨壺へ移し替える際は、ご親族の責任により行ってください。

◎納骨堂の使用期間を更新（延長）する場合は、延長使用料を納付してください。

◎通常合葬使用料のうち、納骨堂使用料及び納骨堂延長使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含みます。

6. 通常合葬(納骨堂→合祀墓)の収蔵(納骨)

使用許可後、使用者から埋蔵の届出を受けた焼骨を後日(埋蔵予定日時)、職員がお別れスペースでお預かりします。焼骨は、お預かりした日に納骨堂へ収蔵します。届出を受けた焼骨以外の収蔵は出来ません。

自己の利用を目的として、申請した方で使用者が亡くなられた場合は、申請時に選任した収蔵又は埋蔵手続きをする者又は祭祀をつかさどる者により収蔵の手続きを行ってください。

お別れスペースで焼骨をお預かりする際、お別れスペースを使用して最後のお別れをすることができます。祭壇用具の貸出も行っております。

お別れスペース使用の詳細は「8. お別れスペースの使用について」をご覧ください。

提出書類につきましては、次の書類を収蔵予定日の1週間前までに印西霊園管理事務所へ提出してください。

なお、収蔵予定日の1週間前までに火葬許可証を提出できないときは、印西霊園管理事務所へご連絡ください。

《提出する書類》 ① 印西霊園合葬式墓地埋蔵届(14~15ページ)

② 印西霊園合葬式墓地使用許可証

③ 火葬許可証

④ 印西霊園合葬式墓地お別れスペース使用申込書(21ページ)

◎ 収蔵できる焼骨は、これまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨、且つ分骨でない焼骨となります。

◎ 収蔵室に収蔵することができる骨壺は、おおむね7寸壺の大きさの不朽性の骨壺となります。

◎ 骨壺には、名札を張り付け管理します。

◎ 収蔵位置の希望は、お受けできません。

◎ 焼骨を収蔵する現場には、立会うことはできません。

◎ お祈りスペース以外の立ち入りは禁止となります。

◎ 火葬許可証又は改葬許可証の無い焼骨の収蔵又は埋蔵は、墓地、埋葬等に関する法律で禁止されており、収蔵又は埋蔵することができません。

◎ 納骨堂の使用期間満了後、合祀墓へ埋蔵する際のご連絡は致しません。

◎ 納骨堂から合祀墓へ埋蔵した後の骨壺等は、管理者により処分いたします。

その際、管理者から使用者に連絡はいたしません。

◎ 祭祀をつかさどる者とは、配偶者、血族3親等以内、姻族2親等以内、義父、義母、養子のことをいいます。

◎ 遺品、愛玩動物(ペット)等の副葬品は、収蔵できません。

焼骨をお預かりした後、提出いただいた「印西霊園合葬式墓地使用許可証」に埋蔵事項記録を記入したうえ、使用許可証を返却します。

7. 直接合葬（合祀墓）の埋蔵

使用許可後、使用者から埋蔵の届出を受けた焼骨を後日（埋蔵予定日時）、職員がお別れスペースでお預かりします。焼骨は、お預かりした日の翌月の末日までに合祀墓へ埋蔵します。届出を受けた焼骨以外の埋蔵は出来ません。

自己の利用を目的として、申請した方で使用者が亡くなられた場合は、申請時に選任した収蔵又は埋蔵手続きをする者又は祭祀をつかさどる者により埋蔵の手続きを行ってください。

お別れスペースで焼骨をお預かりする際、お別れスペースを使用して最後のお別れをすることができます。祭壇用具の貸出も行っております。

お別れスペース使用の詳細は「8. お別れスペースの使用について」をご覧ください。

提出書類につきましては、下記書類を埋蔵予定日の1週間前までに印西霊園管理事務所へ提出してください。

なお、埋蔵予定日の1週間前までに火葬許可証又は改葬許可証を提出できないときは、印西霊園管理事務所へご連絡ください。

- 《提出する書類》
- ① 印西霊園合葬式墓地埋蔵届（14～15 ページ）
 - ② 印西霊園合葬式墓地使用許可証
 - ③ 火葬許可証 又は 改葬許可証
 - ④ 印西霊園合葬式墓地お別れスペース使用申込書（21 ページ）

- ◎ 埋蔵できる焼骨は、分骨でない焼骨となります。
- ◎ 焼骨は、骨壺等不朽性の骨壺に納めた状態で持参ください。
- ◎ 直接合葬へ改葬骨を埋蔵する場合は、基準容器1個に収容できる量を限度とし、1体として埋蔵することができます。骨壺へ移し替える際は、ご親族様の責任により行ってください。
- ◎ 複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することとなりますので、焼骨の返還はできません。
- ◎ 焼骨を埋蔵する現場には、立会うことはできません。
- ◎ 火葬許可証又は改葬許可証の無い焼骨の埋蔵は、墓地、埋葬等に関する法律で禁止されており、埋蔵することができません。
- ◎ 合祀墓へ埋蔵した後の骨壺等は、管理者により処分いたします。その際、管理者から使用者に連絡はいたしません。
- ◎ 祭祀をつかさどる者とは、配偶者、血族3親等以内、姻族2親等以内、養父、養母、養子までのことをいいます。
- ◎ 遺品、愛玩動物（ペット）等の副葬品は、埋蔵できません。

焼骨をお預かりした後、提出いただいた「印西霊園合葬式墓地使用許可証」に埋蔵事項記録を記入のうえ、使用許可証を返却します。

8. お別れスペースの使用について

納骨堂では、納骨（収蔵及び埋蔵）の際にお別れスペース（最後のお別れをするスペース）で、最後のお別れをすることができます。お別れスペースは、通常合葬（納骨堂→合祀墓）、直接合葬（合祀墓）どちらでも利用することができます。

また、祭壇用具の貸出も行っております。使用者により持ち込みも可能です。祭壇用具は、仏式・神式・キリスト式の3種類ございます。線香立てはありますが、線香等については、使用者により用意していただきます。

お別れスペースの使用時間は9時から16時まで、1組30分を限度とします。（祭壇用具の貸出、返却、確認含む）

お別れスペースの使用料及び祭壇用具の使用料は無料としていますが、進行や式師などの手配、線香等は、使用者のご負担となります。

生前申込で申請された方は、使用者が亡くなられた後に収蔵又は埋蔵手続きをする者がお別れスペース使用の申込をしてください。

◎お別れスペースの使用は、焼骨をお預かりするときのみ使用できます。

◎荒天時（台風等）は使用を中止する場合があります。荒天が予想される場合は、印西霊園管理事務所へ連絡願います。

9. 改葬の手続き

印西霊園納骨堂 → 他の墓所

印西霊園納骨堂へ収蔵されている焼骨を、他の墓所や納骨堂へ改葬する場合は、印西市長が交付する「改葬許可証」が必要となりますので、まずは、印西市役所 市民部市民課戸籍係【0476-42-5111（代表）】へお問い合わせください。

印西市長から「改葬許可証」が交付されましたら、改葬予定日の前日までに次の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。

《提出する書類》 ① 印西霊園合葬式墓地焼骨返還申出書（17～18 ページ）

② 印西霊園合葬式墓地返還届（19 ページ）

③ 印西霊園合葬式墓地使用許可証

④ 改葬許可証

◎「印西霊園の埋蔵に関する証明」が必要な場合は、別途ご相談ください。

◎納骨堂へ収蔵された焼骨を返還した場合は、再び納骨堂へ収蔵することはできません。

◎合祀墓へ埋蔵された焼骨は、返還できません。

他の墓所 → 直接合葬（合祀墓へ埋蔵）

他の墓所や納骨堂に納められている焼骨を印西霊園で直接合葬する場合は、既に焼骨が収蔵又は埋蔵されている霊園等所在地の市区町村長が交付する「改葬許可証」が必要となります。

「改葬許可証」を交付申請するにあたっては、各市区町村により必要書類が異なるため、まずは当該市区町村へ直接お問い合わせください。

「改葬許可証」が交付されましたら、埋蔵予定日の1週間前までに次の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。

※他の墓所から改葬された焼骨を通常合葬（納骨堂へ収蔵）することはできません。

- 《提出する書類》
- ① 印西霊園合葬式墓地埋蔵届（14～15 ページ）
 - ② 印西霊園合葬式墓地使用許可証
 - ③ 改葬許可証
 - ④ 印西霊園合葬式墓地お別れスペース使用申込書(21 ページ)
 - ◎外国から焼骨を改葬する場合は、状況により必要書類が異なりますので、別途ご相談ください。
 - ◎お別れスペースの使用を希望される方は「8. お別れスペース使用について」をお読みください。
 - ◎通常合葬では、改葬骨の収蔵は受付していません。

分骨（焼骨の一部を他の墓所等へ移す場合）

納骨堂に収蔵している焼骨を分骨することはできません。

合祀墓へ埋蔵された焼骨は、複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵しますので、返還及び分骨することはできません。

10. 使用期間の更新

使用期間を更新する場合は、使用期間満了日の1年前から1か月前までの間に更新の手続きをしてください。

申請の際には、次の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。

- 《必要書類》 ① 印西霊園合葬式墓地使用期間更新承認申請書（16 ページ）
② 印西霊園合葬式墓地使用許可証
- ◎ 使用期間は、許可日の翌日から10年間となります。
 - ◎ 印西霊園合葬式墓地の供用開始（許可初年度）が令和5年度（2023年）であるため、令和15年度（西暦2033年）以降、順次更新手続きが必要となります。

11. 合葬式墓地の返還

使用者は、使用期間中に合葬式墓地（納骨堂）を使用しなくなったときは、速やかに返還の手続きをしてください。

届出の際には、次の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。

- 《必要書類》 ① 印西霊園合葬式墓地焼骨返還申出書（17～18 ページ）
② 印西霊園合葬式墓地返還届（19 ページ）
③ 印西霊園合葬式墓地使用許可証
④ 改葬許可証
- ◎ 納骨堂に収蔵している場合のみ返還が可能です。
 - ◎ 合祀墓は、複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵する施設となりますので、焼骨の返還はできません。
 - ◎ 合葬式墓地の使用許可を受けた日の翌日から起算して、1年以内に合葬式墓地を返還したときは、既納の使用料の5割に相当する額の還付を受けることができます。ただし、直接合葬で既に合祀墓へ埋蔵されている場合は、還付できません。合葬式墓地使用料の還付が対象の方は、上記《必要書類》に加え「印西霊園合葬式墓地使用料還付請求書（25 ページ）」を提出してください。

12. 使用許可の承継

使用者が死亡した時や、祭祀を主宰することができなくなった時は、使用許可の地位を承継することができます。ただし、祭祀を主宰しない方の申請は、承認することができません。申請の際には、下表の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。

必要書類		承継者		
		① 配偶者 又は子	② 左記①を除く 法定親族	③ ①②以外
①	印西霊園合葬式墓地使用許可承継承認申請書（20 ページ）	○	○	○
②	印西霊園合葬式墓地使用許可証	○	○	○
③	承継者の住民票（世帯全員、本籍、筆頭者、世帯主名、続柄の記載のあるもの）	○	○	○
④	承継者の誓約書 ※1	○	○	○
⑤	・生前承継を除き、現使用者の死亡が確認できる書類（戸籍謄本、住民票の除票又は、火葬許可証の写し） ・承継者の戸籍謄本（全部事項証明書） ※使用許可証記載の現使用者と承継者との続柄を確認できる原戸籍謄本又は除籍謄本等	○	○	—
⑥	従前使用者の兄弟全員、配偶者、子全員を確認できる書類（戸籍謄本等） ※2	—	○	○
⑦	従前の使用者の兄弟全員、配偶者、子全員の同意書（承継者本人及び亡くなっている方は除く） ※2, 3	—	○	○

※1 生前承継の場合は、現使用者の誓約書も必要となります。

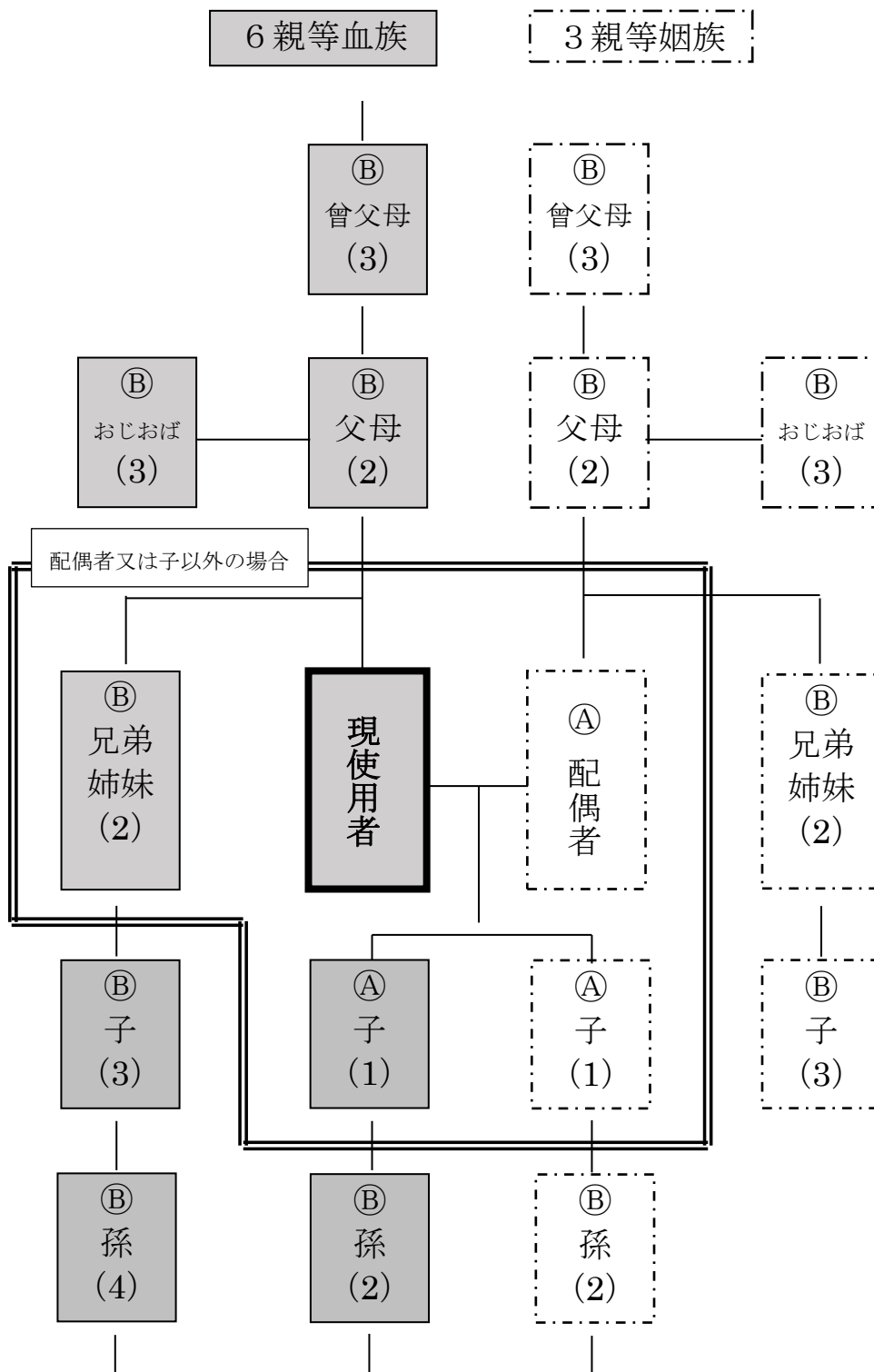
※2 親等確認及び同意書取得範囲の参考図（11 ページ）

※3 行方不明等により、止むを得ない理由で同意書の取得が著しく困難な場合は、理由書が必要となります。

※4 各種様式 ・申請書（20 ページ） ・誓約書（22 ページ） ・現使用者の兄弟等の同意書（23 ページ）
・理由書（24 ページ）

※5 住民票、戸籍謄本等の確認書類は、最新の内容かつ、発行日より3か月以内のものが必要となります。
ただし、除籍謄本、改正原戸籍など、内容に変更が無ければ、この限りではありません。

戸籍関係で続柄を確認する書類は、各ご家庭により多種多様な状況がございますので、戸籍謄本や除籍謄本など市区町村で交付を受ける場合は、市町村の戸籍担当窓口でその旨（確認を必要とする事項等）を伝えご相談のうえ、交付を受けてください。



◎ 使用者の死亡その他の事由により祭祀を主宰すべき地位を承継したものは、使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができます。使用者はあらかじめ、家族や親族と承継についての話し合いや申し合わせをされておくことをお勧めします。

1 3. 使用許可証の再交付

使用者は、使用許可証を紛失又はき損したときは、速やかに再交付の手続きをしてください。申請の際は、次の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。霊園での各種手続きには、使用許可証の提出が必要となります。

- 《必要書類》 ① 印西霊園合葬式墓地使用許可証再交付申請書（26 ページ）
② 使用者本人を確認できるもの
（運転免許証、マイナンバーカード等）

1 4. 使用許可証記載事項の変更

使用者は、使用許可証の住所・本籍等に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。届出の際には、次の書類を印西霊園管理事務所へ提出してください。

- 《必要書類》 ① 印西霊園合葬式墓地使用許可証記載事項変更届（27 ページ）
② 印西霊園合葬式墓地使用許可証
③ 変更内容を確認できる書類（住民票、戸籍謄本等）

◎ 住民票、戸籍謄本等の確認書類は、最新の内容かつ発行日より3か月以内のものが必要となります。

ただし、除籍謄本、改製原戸籍など、内容に変更が無ければ、この限りではありません。

1 5. 使用許可の取消し

組合管理者は、次の事項に該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取消す場合があります。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が合葬式墓地の使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 「墓地、埋葬等に関する法律」又は「印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例」若しくは、これに基づく規則に違反したとき。

◎使用許可を取り消された方で納骨堂に焼骨を収蔵している場合は、管理者の指定する期日までに焼骨の引き取りをしてください。

16. 行為の禁止

- (1) 立入り禁止区域に立入ること。
- (2) 工作物、樹木その他の霊園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 土砂を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (4) ごみその他汚物を捨てる等、不衛生な行為をすること。
- (5) はり紙及び公告類を掲示し、又は配布すること。
- (6) 指定された場所以外に車両を乗り入れること。
- (7) 物品等を販売すること。
- (8) その他霊園の維持管理に支障のある行為をすること。

17. 注意事項

- (1) 自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵の手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵の手続きをする者の選任が必要となります。
- (2) 花、線香等をあらかじめご用意ください。(霊園管理事務所にも少量の用意(有料)はございますが、数に限りがありますので、できるだけ各自でご用意ください。)
- (3) 線香に火をつける際は、着火器等をご利用ください。
- (4) 線香、花以外のお供え物は、ご面倒でもお持ち帰りください。
(カラス等の野生動物がお墓を汚す原因となりますので、ご協力をお願いします。)
- (5) 参拝時の献花は、衛生上、景観上、好ましくない場合には、適宜回収処分させていただきます。ご理解いただきご承知おきください。
- (6) 指定された場所以外での喫煙は、ご遠慮ください。
- (7) 墓所区域内及び合葬式墓地敷地内へのペットを連れた立入りは、ご遠慮ください。
- (8) 霊園では環境美化・環境保護のため、ごみの減量化に努めております。ごみのお持ち帰りにご協力ください。また、ごみのお持ち込みは禁止します。ごみ箱については、設置場所の見直しを進めています。
- (9) 霊園内の道路は、交通ルールを守り安全運転にご協力をお願いします。
- (10) 霊園内における事件・事故に関しまして当霊園は、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
- (11) 合葬式墓地使用許可証を紛失されますと、各種手続きが速やかにできない場合がありますので、使用者は大切に保管してください。

18. 各種申請・届出様式

第 2 3 号様式(第 3 2 条第 1 項)

(表)

印西霊園合葬式墓地埋蔵届

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

焼骨を埋蔵したいので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号		
埋 蔵 方 法	<input type="checkbox"/> 通常合葬（納骨堂 10 年間→合祀墓） <input type="checkbox"/> 直接合葬（合祀墓）		
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	

埋 蔵 予 定 日 時	年	月	日	時	分
-------------	---	---	---	---	---

- 備考 1 太枠の中だけ記入してください。
2 埋蔵者が複数となる場合は、裏面に記入してください。
3 埋蔵予定日時は届出の際、管理者が指定した日時となります。

(裏)

埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	
埋 蔵 者 氏 名		使用者との続柄	

第 2 4 号様式(第 3 3 条第 1 項)

印西霊園合葬式墓地使用期間延長承認申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

納骨堂の使用期間を延長したいので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
延長前使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

第 2 6 号様式(第 3 4 条第 1 項)

(表)

印西霊園合葬式墓地焼骨返還申出届

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

納骨堂に収蔵されている焼骨の返還を受けたいので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 4 条 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 年 月 日	年 月 日
返 還 予 定 年 月 日	年 月 日
返 還 の 理 由	

上記の焼骨の返還を受けました。

年 月 日

受領者 住所
氏名

備考 埋蔵者が複数となる場合は、裏面に記入してください。

(裏)

埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	

第 2 7 号様式(第 3 4 条第 2 項)

印西霊園合葬式墓地返還届

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地を使用しなくなったので、印西地区環境整備事業組合霊園の管理及び設置に関する条例施行規則第 3 4 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
返 還 予 定 年 月 日	年 月 日
返 還 の 理 由	

印西霊園合葬式墓地使用許可承継承認申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地の使用許可の承継をしたいので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号		第 号		
許 可 年 月 日		年 月 日		
承継使用者	本 籍			
	住 所			
	氏 名		従前の使用者との続き柄	
従前の使用者	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
承 継 の 理 由				

印西霊園合葬式墓地お別れスペース使用申込書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地のお別れスペースを使用したいので、下記のとおり申し込みをします。

使用の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
許可番号	第 号
使用希望日	年 月 日
祭壇用具	<input type="checkbox"/> 仏式 <input type="checkbox"/> 神式 <input type="checkbox"/> キリスト式

注 ※印の欄は、記入しないでください。

※使用予定日時	年 月 日 時 分
---------	-----------

印西霊園合葬式墓地使用許可承継承認申請に関する誓約書

印西地区環境整備事業組合
管 理 者 様

下記合葬式墓地の使用許可承継承認申請により、将来、他の親族等から異議が申し立てられ問題が生じた場合、その解決に当たっては私が責任を持って行い、印西地区環境整備事業組合に対して一切の迷惑をかけないことを誓います。

また、問題の解決がなされるまでの間、焼骨の埋蔵及び改葬等は認められないことを了承します。

記

霊園名称 印西霊園

許可番号 第 号

許可年月日 年 月 日

年 月 日

(承継者)

住 所

氏 名

(現使用者との続柄)

※住所・氏名については自署してください。

印西霊園合葬式墓地使用許可承継承認申請に関する同意書

印西地区環境整備事業組合
管 理 者 様

(現使用者氏名) が使用許可を有する下記合葬式墓地について、(現使用者との続柄) (承継者氏名) が祭祀の主宰者として承継することに同意し、印西霊園に対し今後一切の異議申し立てをいたしません。

記

霊園名称 印西霊園

許可番号 第 号

許可年月日 年 月 日

年 月 日

(同意者)

住 所
氏 名
(現使用者との続柄)

住 所
氏 名
(現使用者との続柄)

住 所
氏 名
(現使用者との続柄)

※住所・氏名については自署してください。

※記入欄が不足する場合は、別様式に記入してください。

印西霊園合葬式墓地使用許可承継承認申請に関する理由書

印西地区環境整備事業組合
管 理 者 様

下記合葬式墓地の使用許可承継承認申請に関する同意書について、取得が著しく困難な為、本理由書を提出いたします。

※ 同意未取得者が承継に反対されている場合は、「同意書の取得が著しく困難」に該当しない。

記

霊園名称 印西霊園

許可番号 第 号

許可年月日 年 月 日

同意未取得者 (現使用者との続柄)

(氏名)

理 由

.....
.....
.....
.....

年 月 日

(提出者)

住 所

氏 名

(現使用者との続柄)

(同意未取得者との続柄)

※住所・氏名については自署してください。

第 3 1 号様式(第 3 7 条第 2 項)

印西霊園合葬式墓地使用料還付請求書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地使用料の還付を受けたいので、印西地区環境整備事業組合
 霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 7 条第 2 項の規定によ
 り、請求します。

許 可 番 号	第 号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
既 納 使 用 料	円	
還 付 使 用 料	円	
還 付 理 由		
振 込 金 融 機 関	金融機関名	本(支)店
	口座番号	1. 普通 2. 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

第 3 2 号様式(第 3 8 条)

印西霊園合葬式墓地使用許可証再交付申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地の使用許可証の再交付を受けたいので、印西地区環境整備事業組合の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 8 条の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
再交付の理由	

第 3 3 号様式(第 3 9 条)

印西霊園合葬式墓地使用許可証記載事項変更届

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地の使用許可証の記載事項に変更が生じたので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容	□ 本籍	変 更 後	
		変 更 前	
	□ 住所	変 更 後	
		変 更 前	
	□ 氏名	変 更 後	
		変 更 前	

印西霊園案内図



- J R 成田線 木下駅・小林駅からタクシー 約10分
- 北総線 印西牧の原駅からタクシー 約10分
- 印西市営ふれあいバス 平岡自然公園（印西斎場）下車徒歩約3分

お問い合わせ先

印西霊園管理事務所

所在地：〒270 - 1324 千葉県印西市平岡1524番地1

電話番号：0476 - 42 - 0095

組合 HP：<http://www.inkan-jk.or.jp>

開庁時間：原則午前9時から午後5時まで

(1月1日から1月3日を除く毎日)

※各種申請・届出及び使用料、管理料の納付については、土・日、祝日及び午後4時以降の窓口業務は、お休みとなります。

ただし、「埋蔵届、工事開始届、管理者登録申請及び使用許可申請の取消申請」については、休館日を除き受け付けます。